

国民健康保険税が変わります

～税率等の改正・子育て世帯の負担軽減～

「茨城県国民健康保険運営方針」において、県内市町村の国民健康保険税の課税方式を2方式（所得割・均等割）に統一する方針が示されたことから、令和4年度から課税方式及び税率等を改正します。また、税率等の改正にあわせて、**常総市独自に18歳以下のお子さんの均等割額を減免します。**

改正内容



詳細は、市HPをご覧ください。



区分	基礎課税額（医療分） ※全ての国保加入者			後期高齢者支援金等課税額（後期支援分） ※全ての国保加入者			介護納付金課税額（介護分） ※40歳から64歳の国保加入者		
	改正前	改正後	増減	改正前	改正後	増減	改正前	改正後	増減
所得割率 （所得に対して）	6.7 %	7.02 %	+0.32 %	2.25 %	2.57 %	+0.32 %	1.85 %	2.17 %	+0.32 %
均等割額 （一人あたり）	18,500 円	26,600 円	+8,100 円	8,000 円	16,100 円	+8,100 円	9,000 円	17,100 円	+8,100 円
平等割額 （一世帯あたり）	20,000 円	廃止	▲20,000 円	5,000 円	廃止	▲5,000 円	5,000 円	廃止	▲5,000 円
課税限度額 （最高限度額）	630,000 円	650,000 円	+20,000 円	190,000 円	200,000 円	+10,000 円	170,000 円	170,000 円	±0 円

- 3方式（所得割・均等割・平等割）から2方式（所得割・均等割）に変更になります。
- 税率等が上がります。
- 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が上がります。

《用語解説》

- ◆基礎課税額（医療分）・・・国保加入者の方の医療費にあてるものです。
- ◆後期高齢者支援金等課税額（後期支援分）・・・後期高齢者の方の医療費を、国保加入者の方が支援するものです。
- ◆介護納付金課税額（介護分）・・・40歳から64歳の国保加入者の方の「介護保険料」にあたるものです。

注目!

18歳以下のお子さんの均等割額を減免します。

市独自

区分	基礎課税額（医療分）			後期高齢者支援金等課税額（後期支援分）		
	改正後 減免前	減免後	増減	改正後 減免前	減免後	増減
均等割額 （一人あたり）	26,600 円	13,300 円	▲13,300 円	16,100 円	8,050 円	▲8,050 円



- 子育て世帯に対し、急激な負担が発生しないよう、改正後均等割額を50%減免します。ただし、世帯の国保加入者全員の所得金額の合計が、500万円を超える世帯におかれましては、対象外となります。

※この減免を受けるための申請は不要です。

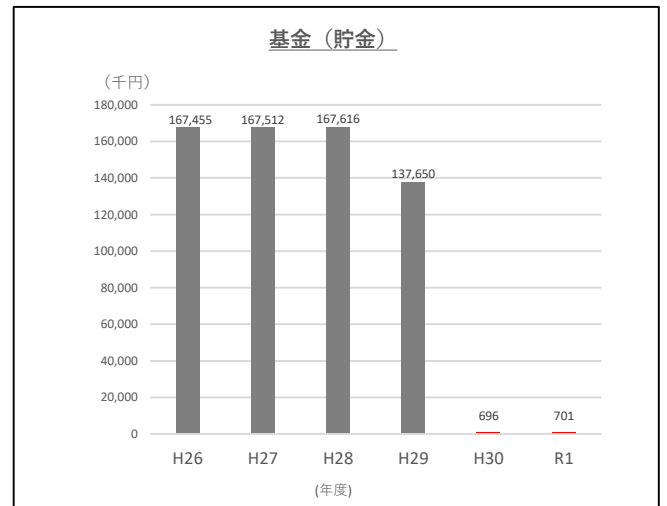
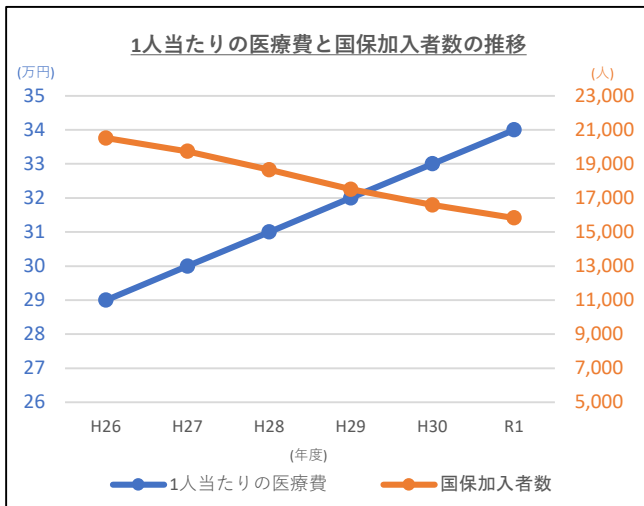
- 就学前のお子さんは、国の法定軽減の適用となります。

【裏面に続く】

常総市国保の現状



【裏】



《解説》

1人当たりの医療費（青色）が年々増加する一方、国保加入者数（オレンジ色）は減少する傾向にあります。また基金（貯金）（灰色）においては、平成30年度から国民健康保険の運営主体が市から茨城県に広域化したことに伴い、県が県内全体の医療費等を見込み、各市町村の状況に応じて算出した金額を市が納めることとなる（事業費納付金）制度改正がありました。この事業費納付金を捻出するため、基金を大きく取り崩し減少となりました。このように国民健康保険の運営が危ぶまれていることがわかります。



どうして改正になるの？

①【3方式（所得割・均等割・平等割）から2方式（所得割・均等割）の改正について】

茨城県は、将来的な県内の国民健康保険税の統一を「茨城県国民健康保険運営方針」に掲げています。その第一歩として課税方式を2方式（所得割・均等割）へ改正することとしているため、県内の全市町村において令和4年度から実施されます。

②【税率等の改正について】

国保加入者の医療費（7割分もしくは8割分）等は、国・県からの補助金、市の負担金及び国民健康保険税で賄われています。そのため、医療費等の増加により支出額が増加になると、国民健康保険税も上げざるを得なくなります。

これまでは基金の取り崩しや、市一般会計から法律で定められている以外の繰入を行うことで、税額の上昇を抑えていました。

この度、医療費の増加や基金の減少等により、国民健康保険の運営が危ぶまれていることから、国保加入者の方が、将来にわたり安心して医療を受けられるよう、やむを得ず税率等を改正することになりました。ご理解とご協力をお願いします。

③【基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改正について】

税額上昇における中間所得者層への負担抑制の観点から、国の令和4年度税制改正において、課税限度額の改正が行われました。常総市も税制改正のとおり条例を改正しました。安定した税収確保のため、ご理解とご協力をお願いします。